（認定の基準等）

第百十条の三　法第七十一条の三において準用する法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。　［新設］

2　法第七十一条の三において準用する法第三十四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三　第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3　経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第百十条の四　前二条の規定は、法第七十一条の三において準用する法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。　［新設］

（変更の届出）

第百十条の五　法第七十一条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。　［新設］

（認定の取消し等に伴う定期自主検査）

第百十条の六　認定高度保安実施一般ガス導管事業者に係る認定が法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、当該認定高度保安実施一般ガス導管事業者であった者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日）から起算して第百八条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。　［新設］

（保安規程に係る特例）

第百十条の七　認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第百十条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2　認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第百十条の十二第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。